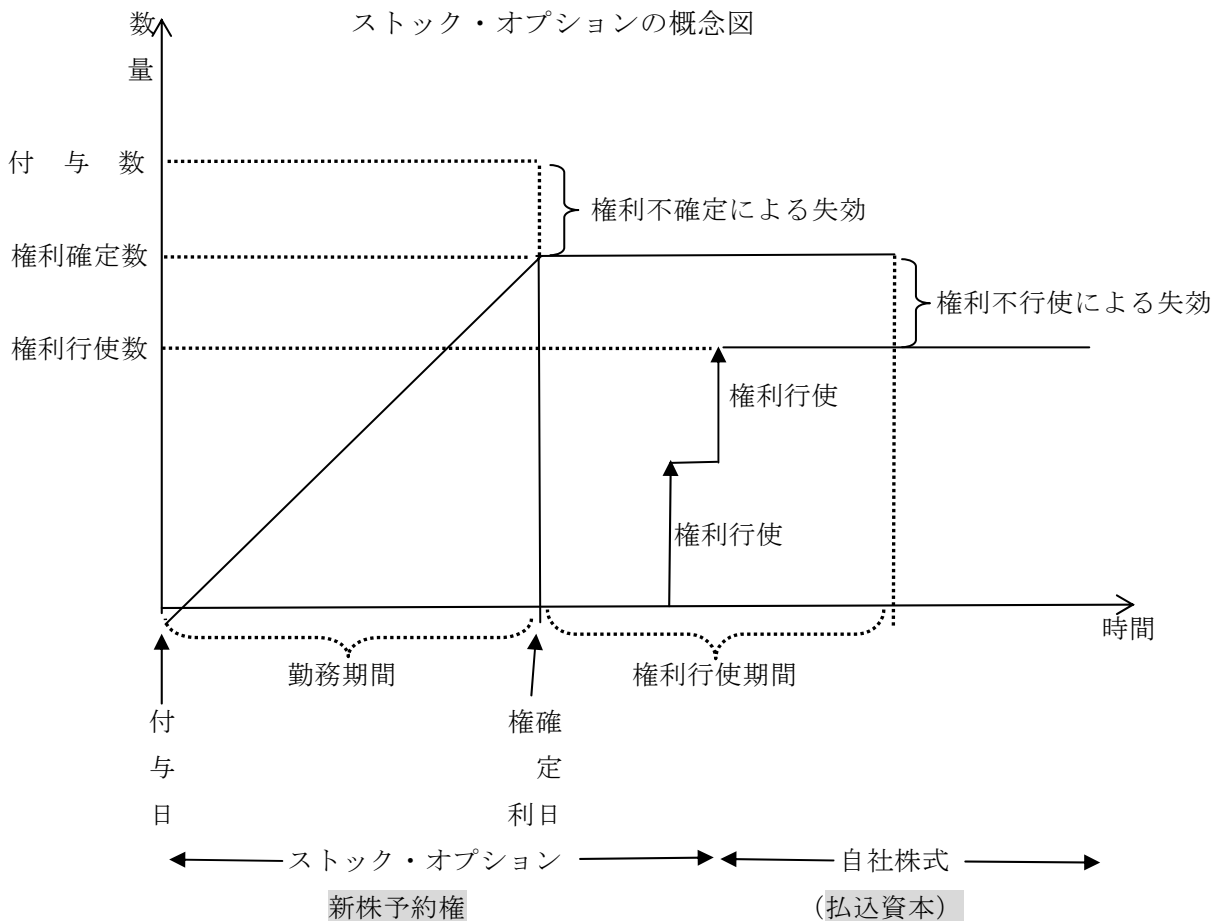


ストック・オプションの会計

1. 基礎的用語の意味

- ・ オプション：
特定の資産（原資産）を将来の特定の期日（権利行使日）または特定の期間（権利行使期間）にあらかじめ決められた価格（権利行使価格）で買う権利または売る権利（義務ではない）
- ・ 自社株式オプション：
一定の金額（権利行使価格）を支払うことにより、原資産である自社株式を取得する権利（コール・オプション）
- ・ スtock・オプション：
自社株式オプションのうち、企業が従業員等に報酬として付与するもの

2. スtock・オプションの仕組み



3 スtock・オプションの会計基準

3-1 権利確定日以前の会計処理

【論点1】 スtock・オプションの費用認識の要否

①権利行使日説

- ・確定値による測定が可能となる。
- ・企業と従業員等が合意した双務契約の履行過程を測定できない。
- ・権利対象株式の市場動向を睨んだ被付与者の投資（投機）行動が費用計算に反映してしまう。
- ・権利が失効または不行使となったとき、測定の手機がなくなる。

②権利確定日説

- ・被付与者の投資（投機）行動が費用計算に反映することを回避できる。
- ・企業と従業員等が合意した双務契約の履行過程を測定できない。

③権利付与日説

- ・企業と従業員等が合意した双務契約の履行過程を測定できる。
- ・被付与者の投資（投機）行動が費用計算に反映することを回避できる



〔A〕と〔B〕の段階区分はストック・オプションの
被付与者側での課税問題と表裏の関係

コメント（私見）

①ストック・オプションの対価性は論証・実証されているか？

ストック・オプションは会社が従業員から提供を受けた労働役務の費消に見合う対価に相当するというだけでは、費消した労働用役の対価のどの部分が現金給与で、どこからが自社株式オプションなのか不明

②インセンティブ制度というだけでは業績連動型利益分配制度と区別がつかず、費用性を論証したことにならない。ブラック・ショールズ・モデル等で測定されるストック・オプションの価値は株価の変動を基礎にしているが、個別企業の株価はストック・オプションのインセンティブとだけ連動するものではなく、マクロの経済要因など様々な要因に基づいて変動する。



③給与体系において現金給与に（一部）代替するものとして採用されたことが証明されたストック・オプションについてのみ、報酬費用としての処理を認めるのが適当と考えられる。

【論点3】費用計上の際の相手勘定

確定的資本説（米国基準）

- ・ストック・オプションの付与を自社株式の交付（出資）と同質のものと考え、その時点で払込資本としての性格が確定しているとみなす見解
- ・ストック・オプションが失効した場合でも、すでに両建て計上した費用・払込資本を取り消さない。

暫定説（付与時点では払込資本としての性格は暫定的なものともみなす見解）

(1) 権利確定日に資本としての性格が確定すると考える見解

権利確定条件の充足を重視し、これを満たした従業員等は株主と同等の地位を獲得したものとみなす。

(2) 権利行使日に資本としての性格が確定すると考える見解（日本基準）

実際にストック・オプションが行使され株式が交付された段階で、ストック・オプションが失効する可能性はなくなり、払込資本としての性格が確定するとみなす。

→ わが国はこの見解（＝権利行使日確定説）を踏襲している（「基準」8項）
暫定説に共通する点：失効した部分については利益に戻し入れる。

（参考）ストック・オプションを報酬として認識しているか？

	サンプル数	報酬である	報酬でない
公開企業	136	58.8%	41.2%
非公開企業	46	93.5%	6.5%

報酬でないと答えた理由：

- ・労働の対価性を認識するのが困難なため（有効回答数の23.1%）
- ・給与・賃金体系に組み込まれていないため（20.5%）
- ・権利行使できてはじめて利益を得られるため、少なくとも権利未確定の段階では報酬といえない（12.8%）

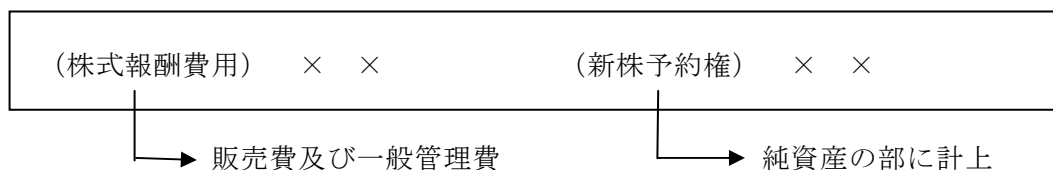
報酬でないと答えた企業は、ストック・オプションをどのようなものと捉えているか

- ・業績向上・モチベーション増加等を目指したインセンティブ制度（31.5%）
- ・株価への意識を高揚させるための手段（14.8%）

（出典）（財）財務会計基準機構『わが国におけるストック・オプション制度に関する実態調査』2003年、37～38ページ

【論点4】ストック・オプションの評価方法（「基準」6、7）

- ・費用として計上する金額＝評価単価×ストック・オプション数
- ・評価単価
 - ①権利付与日現在で算定し、その後は見直さない。
 - ・市場価格を観察することができないため、通常は株式オプション価格算定モデル（ブラック・ショールズモデル等）の評価技法を用いる。
 - ・しかし、これらの価格算定モデルは市場で取引されている通常の株式オプションの価格を算定するために開発されたものであって、ストック・オプションに固有の特性（譲渡が禁止または制限されていること等から、権利行使時点から権利行使期間の満了時点までの時間的価値を実現する方法がないため、譲渡可能な自社株式オプションに比べて公正な評価単価は低くなる）を評価技法に反映させる必要がある。
- ・ストック・オプション数
 - ①付与日～権利確定日の直前： $\text{ストック・オプション数} = \text{付与数} - \text{失効見積数}$
 - ②権利確定日： $\text{ストック・オプション数} = \text{権利確定数}$
- ・仕訳



コメント（私見）

を増額)する。

自己株式処分差額を計算する際の自己株式の処分の対価は、新株予約権の行使の際に払い込まれる金額(=行使価格)と新株予約権の発行価額の合計額とする。

(現金預金) × ×	(自己株式) × ×
(新株予約権) × ×	(自己株式処分差益) × ×

【論点6】 権利行使されなかった場合の会計処理

権利不行使によって失効した場合 → 新株予約権として計上した額のうち失効分を利益として計上する。

(新株予約権) × ×	(新株予約権戻入益) × ×
-------------	----------------

【論点7】 ストック・オプションの条件が変更された場合の会計処理(「基準」10、11)

(1) 公正な評価単価が変更された場合(行使価格の変更等)

① 変更後の評価単価 > 付与日の評価単価の場合

条件変更日以降、上回る部分について追加的に費用計上を行う。

② 変更後の評価単価 < 付与日の評価単価の場合

条件変更日以降も付与日現在の公正な評価単価に基づく費用計上を継続する。

(2) ストック・オプション数に変更された場合(権利確定条件の変更等)

条件変更前から行われてきた費用計上を継続するとともに、ストック・オプション数の変動に見合う公正な評価額の変動分を以後の残存期間にわたって合理的な方法により計上する。